

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号 (大気汚染物質の規制基準)</p> | <p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号 (大気汚染物質の規制基準)</p> |
| <p>第37条 条例第40条第1項第1号に掲げる事項についての規制基準は、別表第3のとおりとする。</p> | <p>第37条 条例第40条第1項第1号に掲げる事項についての規制基準は、別表第3のとおりとする。</p> |
| <p>2 条例第40条第1項第2号に掲げる事項についての規制基準は、別表第4のとおりとする。</p> | <p>2 条例第40条第1項第2号に掲げる事項についての規制基準は、別表第4のとおりとする。</p> |
| <p>3 条例第40条第1項第3号に掲げる事項についての規制基準は、別表第5のとおりとする。</p> | <p>3 条例第40条第1項第3号に掲げる事項についての規制基準は、別表第5のとおりとする。</p> |
| <p>4 条例第40条第1項第4号に掲げる事項についての規制基準は、別表第6のとおりとする。</p> | <p>4 条例第40条第1項第4号に掲げる事項についての規制基準は、別表第6のとおりとする。</p> |
| <p>5 条例第40条第1項第5号に掲げる事項についての規制基準は、別表第7のとおりとする。</p> | <p>5 条例第40条第1項第5号に掲げる事項についての規制基準は、別表第7のとおりとする。</p> |
| <p>6 条例第40条第1項第6号に規定する規則で定める大気汚染物質は、粒子状物質とし、同号に掲げる事項についての規制基準は、別表第8のとおりとする。 (炭化水素系物質の発散の防止の設備)</p> | <p>6 条例第40条第1項第6号に規定する規則で定める大気汚染物質は、粒子状物質とし、同号に掲げる事項についての規制基準は、別表第8のとおりとする。 (炭化水素系物質の発散の防止の設備)</p> |
| <p>第54条 条例第57条第1項に規定する規則で定める揮発油は、1気圧の状態において留出量が5パーセントであるときの温度が150度以下のもの(以下「揮発油」という。)とする。</p> | <p>第54条 条例第57条第1項に規定する規則で定める揮発油は、1気圧の状態において留出量が5パーセントであるときの温度が150度以下のもの(以下「揮発油」という。)とする。</p> |
| <p>2 条例第57条第1項に規定する規則で定める自動車は、揮発油を運搬するタンクローリーのうち、別表第1の68の項に掲げる給油施設 <u>(蒸気返還方式接続設備(炭化水素系物質の蒸気を返還する方式の接続設備をいう。以下同じ。))以外の設備を設置することにより別表第5第1項に規定する基準に適合するものを除く。)</u>において揮発油を注入する作業を行うタンクローリーとする。</p> | <p>2 条例第57条第1項に規定する規則で定める自動車は、揮発油を運搬するタンクローリーのうち、別表第1の68の項に掲げる給油施設において揮発油を注入する作業を行うタンクローリーとする。</p> |

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 3 条例第57条第1項に規定する規則で定める設備は、蒸気返還方式接続設備とする。 | | | 3 条例第57条第1項に規定する規則で定める設備は、 <u>炭化水素系物質の蒸気を返還する方式の接続設備（以下「蒸気返還方式接続設備」という。）</u> とする。 | | |
| 別表第1（第5条、第9条、第10条、第14条、第16条、第19条、第20条、第25条、第39条、第54条、第65条、第92条関係） | | | 別表第1（第5条、第9条、第10条、第14条、第16条、第19条、第20条、第25条、第39条、第54条、第65条、第92条関係） | | |
| 条例別表の作業 (略) | 作業の内容 (略) | 施設 (略) | 条例別表の作業 (略) | 作業の内容 (略) | 施設 (略) |
| 68 炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業 | 炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業 | (1) 貯蔵施設（原油、ナフサ、ジェット燃料等の揮発油（1気圧の状態において留出量が5パーセントであるときの温度が150度以下のものに限る。）又は有機溶剤（単一成分であるもので1気圧の状態において沸点が150度以下であるものに限る。）を貯蔵する施設で容量が270キロリットル以上であるものに限る。） (2) 出荷施設（揮発油をタンク車又はタンクローリーに給油する油槽所又は製油所に設置される出荷施設に限る。） | 68 炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業 | 炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業 | (1) 貯蔵施設（原油、ナフサ、ジェット燃料等の揮発油（1気圧の状態において留出量が5パーセントであるときの温度が150度以下のものに限る。）又は有機溶剤（単一成分であるもので1気圧の状態において沸点が150度以下であるものに限る。）を貯蔵する施設で容量が270キロリットル以上であるものに限る。） (2) 出荷施設（揮発油をタンク車又はタンクローリーに給油する油槽所又は製油所に設置される出荷施設に限る。） |

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|--|------------------------------|--|--|------------------------------|
| | | (3) 給油施設(自動車に揮発油を給油する施設に限る。) | | | (3) 給油施設(自動車に揮発油を給油する施設に限る。) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 備考(略) | | | 備考(略) | | |
| 別表第5(第16条、第37条、第39条関係) | | | 別表第5(第16条、第37条、第39条関係) | | |
| 大気汚染物質の規制基準(炭化水素系物質) | | | 大気汚染物質の規制基準(炭化水素系物質) | | |
| 事業所において発生する炭化水素系物質を取り扱う施設の備えるべき設備の基準並びに炭化水素系物質の許容限度及び排出の方法は、次に定めるとおりとする。 | | | 事業所において発生する炭化水素系物質を取り扱う施設の備えるべき設備の基準並びに炭化水素系物質の許容限度及び排出の方法は、次に定めるとおりとする。 | | |
| 1 別表第1の2の項に掲げる反応施設(アクリロニトリル製造施設に限る。)並びに同表の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設の備えるべき設備の基準 | | | 1 別表第1の2の項に掲げる反応施設(アクリロニトリル製造施設に限る。)並びに同表の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設の備えるべき設備の基準 | | |
| 対象施設 | 設備基準 | | 対象施設 | 設備基準 | |
| アクリロニトリル製造施設 | 炭化水素系物質の排出防止装置を設置すること。 | | アクリロニトリル製造施設 | 炭化水素系物質の排出防止装置を設置すること。 | |
| 貯蔵施設 | 貯蔵施設の屋根の構造を浮屋根とするか、又はこれと同等以上の炭化水素系物質の排出防止効果を有する装置を設置すること。 | | 貯蔵施設 | 貯蔵施設の屋根の構造を浮屋根とするか、又はこれと同等以上の炭化水素系物質の排出防止効果を有する装置を設置すること。 | |
| 出荷施設 | 炭化水素系物質の排出口における濃度が8容量パーセント以下である排出防止装置又は炭化水素系物質の除去率が温度20度において80パーセント以上である排出防止装置を設置すること。 | | 出荷施設 | 炭化水素系物質の排出口における濃度が8容量パーセント以下である排出防止装置又は炭化水素系物質の除去率が温度20度において80パーセント以上である排出防止装置を設置すること。 | |
| 給油施設 | 通気管において蒸気返還方式接続設備を設置すること、 <u>凝縮式処理設備(炭化水素系物質の蒸気を凝縮する方式の処理設備をいう。)</u> 若しくは <u>吸着式処理設備(炭化水素系物質の蒸気を吸着する方式の処理設備をいう。)</u> を設置すること又はこれらと | | 給油施設 | 通気管において蒸気返還方式接続設備を設置すること。 | |

改正後

同等以上の効果を有する設備を設置すること。

備考 出荷施設から排出する炭化水素系物質の濃度及び除去率の測定は、市長が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法によること。

2 前項の施設以外の指定施設に係る炭化水素系特定物質の濃度の許容限度及び排出の方法

(1) 濃度の許容限度

| 炭化水素系特定物質の種類 | 濃度の許容限度 |
|--------------|-----------|
| ベンゼン | 10 p p m |
| トルエン | 100 p p m |
| キシレン | 150 p p m |
| トリクロロエチレン | 50 p p m |
| テトラクロロエチレン | 50 p p m |
| ジクロロメタン | 50 p p m |
| ホルムアルデヒド | 5 p p m |
| フェノール | 5 p p m |

備考

1 この規制基準の適用は、希釈しない状態において測定した数値に対して行うものとする。

2 炭化水素系特定物質の濃度の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ベンゼン

規格K0088に定める方法又は市長が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法

(2) トルエン

市長が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法

(3) キシレン

市長が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法

改正前

備考 出荷施設から排出する炭化水素系物質の濃度及び除去率の測定は、市長が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法によること。

2 前項の施設以外の指定施設に係る炭化水素系特定物質の濃度の許容限度及び排出の方法

(1) 濃度の許容限度

| 炭化水素系特定物質の種類 | 濃度の許容限度 |
|--------------|-----------|
| ベンゼン | 10 p p m |
| トルエン | 100 p p m |
| キシレン | 150 p p m |
| トリクロロエチレン | 50 p p m |
| テトラクロロエチレン | 50 p p m |
| ジクロロメタン | 50 p p m |
| ホルムアルデヒド | 5 p p m |
| フェノール | 5 p p m |

備考

1 この規制基準の適用は、希釈しない状態において測定した数値に対して行うものとする。

2 炭化水素系特定物質の濃度の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ベンゼン

規格K0088に定める方法又は市長が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法

(2) トルエン

市長が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法

(3) キシレン

市長が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(4) トリクロロエチレン 市長が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法</p> <p>(5) テトラクロロエチレン 市長が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法</p> <p>(6) ジクロロメタン 市長が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法</p> <p>(7) ホルムアルデヒド 規格K0303に定める方法</p> <p>(8) フェノール 規格K0086に定めるガスクロマトグラフ法</p> <p>(2) 排出の方法 炭化水素系特定物質を含む排出ガスは、付近に被害が生じないように、ダクト等により導き、一定の位置及び高さの排出口から排出すること。</p> | <p>(4) トリクロロエチレン 市長が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法</p> <p>(5) テトラクロロエチレン 市長が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法</p> <p>(6) ジクロロメタン 市長が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法</p> <p>(7) ホルムアルデヒド 規格K0303に定める方法</p> <p>(8) フェノール 規格K0086に定めるガスクロマトグラフ法</p> <p>(2) 排出の方法 炭化水素系特定物質を含む排出ガスは、付近に被害が生じないように、ダクト等により導き、一定の位置及び高さの排出口から排出すること。</p> |